

生産行程管理業務規程

作成日：令和 5 年 2 月 28 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒683-0802）鳥取県米子市東福原 1-5-16

（トットリケンヨナゴシヒガシフクバラ）

名称（フリガナ）：鳥取西部農業協同組合

（トットリセイブノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 中西 広則

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-tottoriseibu.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（ねぎ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：伯州美人（ハクシュウビジン）、Hakushu Bijin

4 明細書の変更

鳥取西部農業協同組合（以下「JA 鳥取西部」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）への周知・指導等

JA 鳥取西部は、生産業者に対し「伯州美人」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「圃場管理台帳」など、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守して生産したことが分かる記録を作成し、JA 鳥取西部に提出する。

イ JA 鳥取西部の手順

（ア）上記アの記録及び出荷規格に基づき選別及び出荷を行ったことが分かる記録を保存する。

（イ）生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが疑われる場合は、現地調査を行い遵守状況を確認する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

JA 鳥取西部は、上記（１）のア及びイの手順について、年１回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

JA 鳥取西部は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

JA 鳥取西部は、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「伯州美人」及び GI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「ねぎ」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （２）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「伯州美人」と併せて使用すること。
- （３）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

JA 鳥取西部は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、JA 鳥取西部は当該生産業者の生産した「白ねぎ」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

JA 鳥取西部は、上記６及び８に関して、「伯州美人」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

JA 鳥取西部は、次の資料をその作成日又は取得日から５年間保存するものとする。

- （１）上記５における「伯州美人」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （２）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び JA 鳥取西部が行った指導等に係る資料

[REDACTED]